第四条の三の二第一項	法第七条第四項	建築主	法第十八条第二十一項
第四条の三の二第一項、第四条の五の二第一項、第四条の九第一項及び第四条の十二の二第一項		国の機関の長等	
第四条の三の二第二項	別記第二十号の二様式		別記第四十二号の十五様式
第四条の四	法第七条第五項		法第十八条第二十二項
	別記第二十一号様式		別記第四十二号の十六様式
第四条の四の二において読み替えて準用する第四条第一項及び第二項、第四条の五の二第一項並びに第四条の十六第三項	法第七条の二第一項		法第十八条第二十三項
第四条の四の二において準用する第四条第一項及び第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項	検査の申請書		検査に係る通知書
第四条の四の二において準用する第四条第二項並びに第四条の十一の二において準用する第四条の八第一項及び第二項	申請を		検査に係る通知を
第四条の五の二第二項	別記第二十三号の二様式		別記第四十二号の十五の二様式
第四条の八（見出しを含む。）（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）	中間検査申請書		特定工程工事終了通知書
第四条の八	法第七条の三第一項		法第十八条第二十八項